

熊本県公報

号外 第 28 号
平成 20 年 7 月 4 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- 株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例.....(人 事 課) 5
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例.....(私学文書課) 6
- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例.....(財 政 課) 6
- 熊本県税条例の一部を改正する条例.....(税 務 課) 8
- 熊本市と下益城郡富合町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例.....(市町村総室) 10
- 熊本県医師修学資金貸与条例.....(医療政策総室) 11
- 熊本県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正
する条例.....(農村計画・技術管理課) 13
- 熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を
改正する条例.....(道路保全課) 13
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
.....(都市計画課) 14
- 熊本県立学校条例の一部を改正する条例.....(高校教育課) 14
- 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....(学校人事課) 14
- 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を
改正する条例.....(警 察 本 部) 14

本号で公布された条例のあらまし

- ◇株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - 1 熊本県職員等恩給条例第 10 条中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めることとした。
 - 2 次に掲げる条例の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改めることとした。
 - (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 10 条第 5 項
 - (2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条の 6 第 2 項
 - (3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 7 条の 2 第 2 項
 - (4) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 12 条第 1 項第 3 号
 - (5) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第 11 条第 2 項
 - 3 次に掲げる条例の規定中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めることとした。
 - (1) 熊本県森林整備資金貸付条例第 3 条
 - (2) 熊本県森林整備資金損失補償条例第 2 条
 - 4 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - 1 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改めることとした。
 - (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号）第 10 条第 5 項
 - (2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条の 6 第 2 項
 - (3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 7 条の 2 第 2 項
 - (4) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 12 条第 1 項第 3 号
 - (5) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第 11 条第 2 項
 - 2 熊本県立自然公園条例第 35 条第 1 項中「民法第 34 条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改めることとした。
 - 3 次に掲げる条例の規定中社団法人の名称が変更されることとなるため、用語の整

備を行うこととした。

- (1) 熊本県森林整備資金貸付条例第 1 条
- (2) 熊本県森林整備資金融資損失補償条例第 1 条
- 4 特定非営利活動促進法施行条例第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中用語の整理を行うこととした。
- 5 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の題名を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に改めることとした。
- 6 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行することとした。
- 7 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の題名の改正に伴い、次に掲げる条例の規定を整理することとした。
 - (1) 熊本県警察職員定数条例第 4 条第 1 項第 2 号
 - (2) 熊本県職員定数条例第 4 条第 1 項
 - (3) 熊本県義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例第 4 条第 6 号

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 温泉法の一部改正に伴い、手数料の新設等を行うこととした。
 - (1) 手数料を新設するもの
 - ア 温泉採取許可申請手数料 35,000 円
 - イ 可燃性天然ガス濃度の確認申請手数料 7,400 円
 - ウ 土地掘削、ゆう出路増掘又は温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料 23,000 円
 - エ 土地掘削、ゆう出路増掘、動力装置、温泉採取又は温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（温泉採取の許可を受けた地位の承継を追加） 7,400 円
 - (2) 手数料の額を改正するもの
 - ア 土地掘削許可申請手数料 120,000 円から 130,000 円に改定
 - イ ゆう出路増掘許可申請手数料 110,000 円から 120,000 円に改定
- 2 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく道の指定等について、手数料の新設等を行うこととした。
 - (1) 手数料を新設するもの
 - 道的位置の指定、変更又は廃止の申請手数料 50,000 円
 - (2) 適用する手数料を変更するもの
 - 建築物の確認申請又は計画通知手数料（伝統的工法による小規模木造建築物の構造計算適合性判定の委託先を変更することに伴い、適用する手数料を見直し）
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づく犬又はねこの引取りについて、手数料を新設することとした。
 - 犬又はねこの引取り手数料 2,000 円他
- 4 熊本県特定食品衛生条例に基づく食品販売業の営業許可について、手数料の額を改定することとした。
 - 食品販売業営業許可申請手数料 1,700 円から 2,200 円に改定
- 5 輸出食品の衛生証明書交付について、手数料を新設することとした。
 - 輸出食品衛生証明書交付手数料 640 円
- 6 県立学校の入学者の選抜について、手数料を新設することとした。
 - 県立学校入学者選抜手数料（中学校を追加） 2,200 円
- 7 その他規定を整備することとした。
- 8 この条例中 1 の（1）のイ及び 6 については平成 20 年 8 月 1 日から、1（（1）のイを除く。）から 5 まで及び 7 については平成 20 年 10 月 1 日から施行することとした。
- 9 経過措置を設けることとした。
- 10 熊本県収入証紙条例の一部改正
 - この条例による手数料の新設等に伴い、熊本県証紙条例の関係規定を改正することとした。

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 県民税
 - (1) 寄附金控除の適用対象に、次の寄附金を追加することとした。（第 30 条関係）
 - ア 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
 - イ 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条各号に規定する法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
 - ウ 租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 に規定する認定特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
 - エ アからウまでに掲げる寄附金のほか、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 の規定により寄附金とみなされるものを含む。）のうち、本県における教育又は科

- 学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する寄附金として規則で定めるところにより知事が指定したものを
- (2) 上場株式等に係る配当所得に対する課税について、以下の措置を講ずることとした。
- ア 個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率については、平成 20 年 12 月 31 日をもって軽減税率(3%)を廃止することとした。(制定時附則第 4 条関係)
- イ 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率を 3% (本則 5%) とすることとした。(附則第 5 項関係)
- (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税について、以下の措置を講ずることとした。
- ア 平成 20 年 12 月 31 日までの間に行われる上場株式等の譲渡所得等に係る株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)を廃止することとした。(制定時附則第 5 条関係)
- イ 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間の株式等譲渡所得割の税率を 3% (本則 5%) とすることとした。(附則第 6 項関係)
- (4) 特例社団法人又は特例財団法人について、公益法人等とみなして現行の民法第 34 条法人と同様の措置を講ずることとした。(制定時附則第 19 条第 3 項関係)
- (5) その他規定の整理を行うこととした。(第 26 条、第 28 条及び第 35 条関係)

2 事業税

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額によって課税することとした。(第 39 条関係)
- (2) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなして、現行の民法第 34 条法人と同様の措置を講ずることとした。(制定時附則第 19 条第 2 項関係)
- (3) 地方法人特別税の創設に伴い、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税について、税率を次のとおりとすることとした。(制定時附則第 18 条関係)
- ア 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1 億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年 400 万円以下の金額	100 分の 1.5 (現行 100 分の 3.8)
所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	100 分の 2.2 (現行 100 分の 5.5)
所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	100 分の 2.9 (現行 100 分の 7.2)

イ 資本金 1 億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年 400 万円以下の金額	100 分の 2.7 (現行 100 分の 5)
所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額	100 分の 4 (現行 100 分の 7.3)
所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	100 分の 5.3 (現行 100 分の 9.6)

ウ 特別法人(農業協同組合、信用金庫、医療法人等)の所得割の税率

所得のうち年 400 万円以下の金額	100 分の 2.7 (現行 100 分の 5)
所得のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得	100 分の 3.6 (現行 100 分の 6.6)

エ 収入金課税法人(電気供給業、ガス供給業及び保険業)の税率

収入金額	100 分の 0.7 (現行 100 分の 1.3)
------	----------------------------

3 不動産取得税

- (1) 現行の民法第 34 条法人が取得した場合に減免措置が講じられている不動産について、次の措置を講ずることとした。
- ア 公益社団法人又は公益財団法人が取得した場合、現行の民法第 34 条法人が取得する場合と同様の措置を講ずることとした。(第 63 条関係)
- イ 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなしてアを適用することとした。(制定時附則第 19 条第 2 項関係)
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に取得された新築の認定長期優良住宅について、当該住宅の価格から 1,300 万円を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(制定時附則第 7 条関係)

4 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

- (1) 2 の (3) 平成 20 年 10 月 1 日
- (2) 1 の (2)、(3) 及び (5) (第 26 条関係の一部に限る。) 平成 21 年 1 月 1 日
- (3) 1 の (1) 及び (5) (第 28 条及び第 35 条関係) 平成 21 年 4 月 1 日

(4) 1の(4)及び(5)(第26条関係の一部に限る。)、2の(1)及び(2)並びに3の(1)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行の日(平成20年12月1日)

(5) 3の(2)長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第 号)の施行の日

5 1の(1)のエの寄附金の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為について、関係規定の施行の日前においても行うことができる旨の準備規定を設けることとした。

6 その他この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

◇熊本市と下益城郡富合町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

1 熊本県屋外広告物条例第5条第2項中「富合町」を削ることとした。

2 熊本県病院事業の設置等に関する条例第4条第2項の表中「熊本県下益城郡富合町」を「熊本市」に改めることとした。

3 次に掲げる条例に合併前の富合町に係る処分及び申請等の取扱いについて経過措置を設けることとした。

(1) 熊本県地域振興局設置条例附則

(2) 熊本県熊本県税事務所設置条例附則

(3) 熊本県熊本農政事務所設置条例附則

(4) 熊本県熊本土木事務所設置条例附則

4 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表中「富合町」を削ることとした。

5 この条例は、平成20年10月6日から施行することとした。

6 合併前の富合町に係る知事又は富合町長の処分及び申請等の取扱いについて経過措置を設けることとした。

◇熊本県医師修学資金貸与条例

1 熊本県医師修学資金貸与制度の運営に関し、必要な事項を定めることとした。

(1) この条例の目的を規定することとした。(第1条関係)

(2) 貸与を受ける者の選定について規定することとした。(第2条関係)

(3) 修学資金の種類等は、規則で定めることとした。(第3条関係)

(4) 修学資金の貸与方法について規定することとした。(第4条関係)

(5) 修学資金の貸与における保証人について規定することとした。(第5条関係)

(6) 知事は、一定の事由に該当するに至った契約の相手方との貸与契約を解除できる旨を規定することとした。(第6条関係)

(7) 知事は、一定の事由に該当するに至った被貸与者の返還債務を免除する旨及びその免除要件の特例を規定することとした。(第7条関係)

(8) 被貸与者は、(7)に該当する場合を除き、一定の事由に該当するときは、貸与を受けた修学資金の額に利息を加えた額を一括して返還しなければならない旨及び当該利息の額の算定方法を規定することとした。(第8条関係)

(9) 知事は、辞退により貸与契約を解除された被貸与者が引き続き大学医学部に在学しているときは、返還債務の全部の履行を猶予する旨を規定することとした。(第9条関係)

(10) 知事は、被貸与者がやむを得ない事由により返還債務を履行することが困難であると認められるときは、返還債務の全部又は一部の履行を猶予することができる旨を規定することとした。(第10条関係)

(11) 知事は、被貸与者がやむを得ない事由により修学資金返還が特に困難であると認められるときは、返還債務の全部又は一部を免除することができる旨を規定することとした。(第11条関係)

(12) 知事は、被貸与者が修学資金を返還すべき日までに返還しなかった場合には、遅延利息を徴収する旨を規定することとした。(第12条関係)

2 この条例に定めるもののほか必要な事項は、知事が定めることとした。(第13条関係)

3 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

◇熊本県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

1 独立行政法人緑資源機構が実施していた農用地に関する事業を独立行政法人森林総合研究所が承継することとなったため、関係規定の整備を行うこととした。(題名及び第1条-第3条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 熊本県道路占用料徴収条例

平成20年度中に合併し、新市に移行する旧町村区域に係る平成21年度分までの道路の占用料について、経過措置を設けることとした。

2 熊本県流水占用料等徴収条例

平成20年度中に合併し、新市に移行する旧町村の区域に係る平成21年度分までの土地占用料について、経過措置を設けることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 「独立行政法人緑資源機構」を削るほか、関係規定の整理を行うこととした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立学校条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立宇土高等学校及び熊本県立八代高等学校に併設型中学校が新設されることに伴い、関係規定の整備を行うこととした。（第 1 条及び第 2 条関係）
- 2 熊本県立倉岳高等学校を熊本県立天草高等学校の分校とすることに伴い、関係規定の整備を行うこととした。（第 2 条関係）
- 3 この条例は、1 については、平成 20 年 8 月 1 日から、2 については、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県立中学校の設置に伴う改正
 - (1) 県立中学校の職員に適用する給料表を熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例別表の教育職給料表(3)とすることとした。（第 3 条及び第 5 条関係）
 - (2) 教育業務連絡指導手当の支給対象職員に、県立中学校に所属する教諭及び養護教諭を加えることとした。（第 12 条関係）
 - (3) 義務教育等教員特別手当の支給対象職員に、県立中学校の職員を加えることとした。（第 17 条の 2 関係）
- 2 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）の一部改正に伴う関係規定の整理を行うこととした。（第 11 条関係）
- 3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）の一部改正に伴う関係規定の整理を行うこととした。（第 11 条関係）
- 4 この条例は、1 については平成 20 年 8 月 1 日から、2 については平成 20 年 10 月 1 日から、3 については平成 20 年 12 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県熊本南警察署及び熊本県宇城警察署の管轄区域を変更することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、平成 20 年 10 月 6 日から施行することとした。

条 例

株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 40 号

株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
（熊本県職員等恩給条例の一部改正）

第 1 条 熊本県職員等恩給条例（大正 13 年熊本県令第 8 号）の一部を次のように改める。
第 10 条中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正）

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号）第 10 条第 5 項

(2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 32 年熊本県条例第 40 号）第 4 条の 6 第 2 項

(3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年熊本県条例第 46 号）第 7 条の 2 第 2 項

(4) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 13 号）第 12 条第 1 項第 3 号

(5) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 20 年熊本県条例第 11 号）第 11 条第 2 項

（熊本県森林整備資金貸付条例等の一部改正）

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(1) 熊本県森林整備資金貸付条例（昭和 37 年熊本県条例第 19 号）第 3 条

(2) 熊本県森林整備資金融資損失補償条例（昭和 37 年熊本県条例第 20 号）第 2 条

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成20年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第41号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第10条第5項

(2) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)第4条の6第2項

(3) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)第7条の2第2項

(4) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第12条第1項第3号

(5) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)第11条第2項

(熊本県立自然公園条例の一部改正)

第2条 熊本県立自然公園条例(昭和33年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(熊本県森林整備資金貸付条例及び熊本県森林整備資金融資損失補償条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「社団法人熊本県林業公社(」の次に「昭和36年1月23日に社団法人熊本県林業公社という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(1) 熊本県森林整備資金貸付条例(昭和37年熊本県条例第19号)第1条

(2) 熊本県森林整備資金融資損失補償条例(昭和37年熊本県条例第20号)第1条

(熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第4条 熊本県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項(法人の設立の時に限る。)」を削り、同項第2号中「において準用する民法第51条第1項(法人の設立の時に限る。)」を削る。

(公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への熊本県」を「公益的法人等への熊本県」に改める。

第2条の見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附 則

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例」に改める。

(1) 熊本県警察職員定数条例(昭和29年熊本県条例第33号)第4条第1項第2号

(2) 熊本県職員定数条例(昭和30年熊本県条例第33号)第4条第1項

(3) 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号)第4条第6号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第42号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第64号中「120,000円」を「130,000円」に改め、同項第65号中(又は動力の装置)を削り、「ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料」を「ゆう出路増掘許可申請手数料」に、「110,000円」を「120,000円」に改め、同条の次に次の4号を加える。

- (65) の 2 温泉法第 11 条第 1 項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査
動力装置許可申請手数料 110,000 円
- (65) の 3 温泉法第 14 条の 2 の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査
温泉採取の許可申請手数料 35,000 円
- (65) の 4 温泉法第 14 条の 5 の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の
申請に対する審査
可燃性天然ガス濃度の確認申請手数料 7,400 円
- (65) の 5 温泉法第 7 条の 2 (同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。) 又
は第 14 条の 7 の規定に基づく土地掘削、ゆう出路増掘若しくは温泉採取のための施
設の位置、構造若しくは設備又は土地掘削、ゆう出路増掘若しくは温泉採取の方法
の変更の許可の申請に対する審査
土地掘削、ゆう出路増掘又は温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料
23,000 円

第 2 条第 1 項第 66 号の 2 中「第 11 条第 2 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、「及び
第 16 条第 1 項」を「、第 14 条の 3 第 1 項若しくは第 16 条第 1 項」に、「又は分割」を
「若しくは分割」に、「許可の」を「許可を受けた」に、「並びに」を「又は」に、「及び
第 17 条第 1 項」を「、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 17 条第 1 項」に、「土地の掘削、ゆ
う出路増掘若しくは動力装置又は温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料」
を「土地の掘削、ゆう出路増掘、動力装置、温泉採取又は温泉利用の許可を受けた地位の
承継の承認申請手数料」に改め、同項第 177 号中「限界耐力計算等 (」を削り、「をいう。
以下同じ。) によるもの」を「で知事が定めるものによって構造計算が行われた建築物」に、
「限界耐力計算等以外によるもの」を「それ以外の建築物」に改め、同項第 186 号の次に
次の 1 号を加える。

- (186) の 2 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道の位置の指定、変更又
は廃止の申請に対する審査
道の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料 50,000 円

第 2 条第 1 項第 582 号の 10 の次に次の 1 号を加える。

- (582) の 11 動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく所有者か
らの犬又はねこの引取り
犬又はねこの引取り手数料
ア 犬
(ア) 生後 91 日以上 1 頭につき 2,000 円
(イ) 生後 91 日未満 1 頭につき 400 円
イ ねこ
(ア) 生後 91 日以上 1 匹につき 1,000 円
(イ) 生後 91 日未満 1 匹につき 200 円

第 2 条第 1 項第 585 号中「1,700 円」を「2,200 円」に改め、同項第 627 号中「に係る証明
書」の次に「及び輸出食品衛生証明書」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

- (627) の 2 輸出食品衛生証明書の交付
輸出食品衛生証明書交付手数料 1 通につき 640 円

第 2 条第 1 項第 654 号中「全日制又は」を「、全日制若しくは」に改め、「の高等学校」
の次に「又は中学校」を加え、同号に次のように加える。

- エ 中学校 1 人につき 2,200 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 2 条第 1 項第 65 号の次に 4 号を加える改正規定 (同項第 65 号の 4 に係
る部分に限る。) 及び同項第 654 号の改正規定並びに附則第 2 項及び第 3 項 (熊本県収入
証紙条例 (昭和 39 年熊本県条例第 24 号) 別表第 1 手数料の項中第 62 号の次に 4 号を加
える改正規定 (第 62 号の 4 に係る部分に限る。) に限る。) の規定は平成 20 年 8 月 1 日
から、その他の規定は平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げ
る事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
(熊本県収入証紙条例の一部改正)
- 3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。
別表第 1 手数料の項中第 62 号を次のように改める。

62 ゆう出路増掘許可申請手数料

別表第 1 手数料の項中第 62 号の次に次の 4 号を加える。

- 62 の 2 動力装置許可申請手数料
- 62 の 3 温泉採取許可申請手数料
- 62 の 4 可燃性天然ガス濃度の確認申請手数料
- 62 の 5 土地掘削、ゆう出路増掘又は温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料

別表第 1 手数料の項中第 63 号の 2 を次のように改める。

63の2 土地掘削、ゆう出路増掘、動力装置、温泉採取又は温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

別表第1手数料の項中第177号の次に次の1号を加える。

177の2 道の位置の指定、変更又は廃止の申請手数料

別表第1手数料の項中第529号の6の次に次の1号を加える。

529の7 犬又はねこの引取り手数料

別表第1手数料の項中第564号の32の次に次の1号を加える。

564の33 輸出食品衛生証明書交付手数料

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第43号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第7号中「第37条の11第1項」を「第37条の12の2第2項」に改め、同条第5項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等」に改める。

第28条中「、寄附金控除額」を削る。

第30条を次のように改める。

（寄附金税額控除の対象）

第30条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に規定する法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- (3) 租税特別措置法第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- (4) 前3号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により寄附金とみなされるものを含む。）のうち、本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるところにより知事が指定した寄附金

第35条第1項第5号中「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

第39条第1項第1号イ中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の次に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加え、「額又は」を「額若しくは」に改める。

第63条第1項第1号及び第3号中「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

附則第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

附則第7条を次のように改める。

（認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第7条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第 号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成22年3月31日までにした場合における第52条第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第 号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成22年3月31日までにに行われたときに限り」と「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

附則に次の2条を加える。

（地方法人特別税創設に伴う法人の事業税の税率の特例）

第18条 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第41条

及び附則第6条の3の規定の適用については、第41条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、附則第6条の3中「第41条第1項第2号」とあるのは「附則第18条の規定により読み替えられた第41条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)

- 第19条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項、第3項及び第5項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。))を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第26条第4項の規定を適用する。
- 2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人(以下この条において「非営利型法人」という。))に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第39条第1項及び第63条第1項第1号の規定を適用する。
- 3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。))については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第26条第5項並びに第37条第1項及び第2項第3号の規定を適用する。
- 4 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第26条第5項並びに第37条第1項及び第2項第3号の規定を適用する。
- 5 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第37条第1項及び第39条第1項の規定を適用する。
- 6 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第37条第1項及び第39条第1項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則に2条を加える改正規定(附則第18条に係る部分に限る。) 平成20年10月1日
- (2) 第26条第1項第7号の改正規定、附則第4条及び第5条の改正規定並びに附則第4項から第6項までの規定 平成21年1月1日
- (3) 第28条、第30条及び第35条第1項第5号の改正規定並びに附則第7項の規定 平成21年4月1日
- (4) 第26条第5項、第39条第1項第1号イ並びに第63条第1項第1号及び第3号の改正規定、附則に2条を加える改正規定(附則第19条に係る部分に限る。)並びに附則第8項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の施行の日(平成20年12月1日)
- (5) 附則第7条の改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第 号)の施行の日
- (準備行為)
- 2 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第30条第4号(附則第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する寄附金の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の前においても、同条第4号の規定の例により行うことができる。
- (県民税に関する経過措置)
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の県民税について適用し、平成19年度分までの県民税については、なお従前の例による。

- 4 平成 21 年 1 月 1 日前に支払を受けるべき改正前の熊本県税条例附則第 4 条に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 5 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき特定配当等（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 4 条の 2 第 9 項又は第 4 条の 3 第 10 項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第 38 条の 12 の規定の適用については、同条中「100 分の 5」とあるのは、「100 分の 3」とする。
- 6 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に行われる新条例第 26 条第 1 項第 7 号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済に係る新条例第 38 条の 17 の規定の適用については、同条中「100 分の 5」とあるのは、「100 分の 3」とする。
- 7 平成 21 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第 30 条の規定の適用については、同条第 3 号及び第 4 号中「第 41 条の 18 の 3」とあるのは、「第 41 条の 18 の 3 並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）附則第 55 条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項」とする。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 8 新条例第 63 条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

熊本市と下益城郡富合町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成 20 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 44 号

熊本市と下益城郡富合町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

（熊本県屋外広告物条例の一部改正）

第 1 条 熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年熊本県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、富合町」を削る。

（熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年熊本県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表中「熊本県下益城郡富合町」を「熊本市」に改める。

（熊本県地域振興局設置条例の一部改正）

第 3 条 熊本県地域振興局設置条例（平成 10 年熊本県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（熊本市と下益城郡富合町の廃置分合に伴う経過措置）

8 下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる際に効力を有する熊本県宇城地域振興局長がした下益城郡富合町に係る処分その他の行為又は現に熊本県宇城地域振興局長に対してされている下益城郡富合町に係る申請その他の行為（いずれも知事の権限に属する林業普及指導に関する事務に係るものに限る。）は、下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる日（以下「合置日」という。）以後においては、熊本県玉名地域振興局長のした処分その他の行為又は熊本県玉名地域振興局長に対してされた申請その他の行為とみなす。

9 下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる際に効力を有する熊本県八代地域振興局長がした下益城郡富合町に係る処分その他の行為又は現に熊本県八代地域振興局長に対してされている下益城郡富合町に係る申請その他の行為（いずれも知事の権限に属する水産業に関する事務に係るものに限る。）は、合置日以後においては、熊本県玉名地域振興局長のした処分その他の行為又は熊本県玉名地域振興局長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（熊本県熊本県税事務所設置条例の一部改正）

第 4 条 熊本県熊本県税事務所設置条例（平成 10 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる際に効力を有する熊本県宇城地域振興局長がした下益城郡富合町に係る処分その他の行為又は現に熊本県宇城地域振興局長に対してされている下益城郡富合町に係る申請その他の行為（いずれも熊本県税条例第 3 条第 1 項に規定する事務に係るものに限る。）は、下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県熊本県税事務所長のした処分その他の行為又は熊本県熊本県税事務所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（熊本県熊本農政事務所設置条例の一部改正）

第 5 条 熊本県熊本農政事務所設置条例（平成 10 年熊本県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる際現に効力を有する熊本県宇城地域振興局長がした下益城郡富合町に係る処分その他の行為又は現に熊本県宇城地域振興局長に対してされている下益城郡富合町に係る申請その他の行為（いずれも知事の権限に属する農政に関する事務に係るものに限る。）は、下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県熊本農政事務所長のした処分その他の行為又は熊本県熊本農政事務所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（熊本県熊本土木事務所設置条例の一部改正）

第 6 条 熊本県熊本土木事務所設置条例（平成 10 年熊本県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

5 下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる際現に効力を有する熊本県宇城地域振興局長がした下益城郡富合町に係る処分その他の行為又は現に熊本県宇城地域振興局長に対してされている下益城郡富合町に係る申請その他の行為（いずれも知事の権限に属する土木に関する事務に係るものに限る。）は、下益城郡富合町を廃しその区域を熊本市に編入する処分の効力が生ずる日以後においては、熊本県熊本土木事務所長のした処分その他の行為又は熊本県熊本土木事務所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第 7 条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 号市町村等の欄、第 11 号市町村等の欄、第 15 号市町村等の欄、第 27 号市町村等の欄、第 28 号市町村等の欄、第 32 号市町村等の欄、第 37 号市町村等の欄及び第 63 号市町村等の欄中「、富合町」を削る。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 10 月 6 日から施行する。

2 この条例の施行の際現にその効力を有する知事若しくは下益城郡富合町長がした下益城郡富合町に係る処分その他の行為又は現に知事若しくは下益城郡富合町長に対してされている下益城郡富合町に係る申請その他の行為（いずれもこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後において改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき熊本市長が管理し、及び執行することとなる事務に限る。）は、施行日以後においては、熊本市長のした処分その他の行為又は熊本市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県医師修学資金貸与条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 45 号

熊本県医師修学資金貸与条例

（目的）

第 1 条 この条例は、県内の医師が不足する地域の病院又は診療所（以下「病院等」という。）における医師の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することによって、地域において必要な医師を確保することを目的とする。

（貸与を受ける者の選定）

第 2 条 知事は、次に掲げる要件のすべてに該当する者の中から、修学資金の貸与を受ける者を選定する。

（1）国立大学法人熊本大学が設置する熊本大学の医学部（以下「大学医学部」という。）において医学を履修する課程に在学する者で入学（編入学及び転入学を除く。）後 1 年を経過しないもの

（2）知事が指定する病院等（以下「指定病院等」という。）における医師の業務に従事しようとする者

（修学資金の種類等）

第 3 条 修学資金の種類並びに貸与の額及び期間は、規則で定める。

（貸与方法）

第 4 条 修学資金は、知事と第 2 条の規定により選定された者との契約により貸与するものとする。

2 前項の規定により修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を締結するときは、予算の範囲内でこれを行うものとする。

（保証人）

第 5 条 第 2 条の規定により選定された者で貸与契約を締結しようとするものは、保証人 2 人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与契約の解除及び貸与の停止）

第 6 条 知事は、貸与契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
 (2) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 (4) 死亡したとき。
 (5) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、貸与契約の相手方が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。
 (返還債務の当然免除)
- 第7条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部を免除するものとする。
- (1) 医師の免許取得後直ちに臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修のうち、知事が指定する病院が行う臨床研修に限る。以下「指定病院等医師業務」という。)に継続して従事しその修了後直ちに指定病院等における医師の業務(以下「当該指定病院等医師業務」)に継続して従事する場合において、当該臨床研修及び当該指定病院等医師業務への従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。
 (2) 臨床研修若しくは後期研修(臨床研修を修了した者が受ける医師の専門性に関する研修をいい、通算して1年を超える場合においては1年を超える部分を除く。以下同じ。)又は指定病院等医師業務(以下この号において「研修等」という。)に継続して従事している期間中、当該研修等に起因して死亡し、又は当該研修等に起因する傷病のため当該研修等に従事することができなくなったとき。
- 2 被貸与者が県内の病院等で後期研修に従事した期間は、指定病院等医師業務に継続して従事したものとみなす。
- 3 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、その従事できなかった期間は、当該臨床研修又は当該指定病院等医師業務に継続して従事したものとみなす。ただし、当該期間は、第1項第1号に規定する臨床研修及び指定病院等医師業務への従事期間には算入しないものとする。
- (1) 医学を履修する課程を有する大学院(学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院をいう。)への進学、傷病、災害その他やむを得ない事由により臨床研修又は指定病院等医師業務に従事できなかったとき。
 (2) 県外の病院等で後期研修に従事することにより指定病院等医師業務に従事できなかったとき。
- (返還)
- 第8条 被貸与者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれか該当事由が生じた日の属する月の翌月1日から起算して30日以内に一括して返還しなければならない。
- (1) 第6条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき。
 (2) 大学医学部を卒業した後死亡したとき。
 (3) 大学医学部を卒業した後2年以内に医師の免許を取得できなかったとき。
 (4) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に従事しなかったとき。
 (5) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事した場合において、その修了前に当該臨床研修に従事しなくなったとき。
 (6) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事した場合において、その修了後直ちに指定病院等医師業務に従事しなかったとき。
 (7) 医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事しその修了後直ちに指定病院等医師業務に継続して従事した場合において、当該指定病院等医師業務に従事しなくなったとき。
- 2 前項の利息の額は、被貸与者が修学資金の貸与を受けた日の属する月から大学医学部を卒業する日(第6条第1項の規定により貸与契約が解除された場合は、契約解除の日)の属する月までの月数に応じ、貸与を受けた修学資金の額につき年10パーセントの割合で計算した額とする。
 (返還債務の履行当然猶予)
- 第9条 知事は、被貸与者が第6条第1項第3号に該当するに至ったことにより貸与契約を解除された後も引き続き大学医学部に在学しているときは、その在学している期間は、返還債務の全部の履行を猶予する。
 (返還債務の履行裁量猶予)
- 第10条 知事は、被貸与者が傷病、災害その他やむを得ない事由により返還債務を履行することが困難であると認められるときは、当該事由が継続する期間は、返還債務の全部又は一部の履行を猶予することができる。
 (返還債務の裁量免除)
- 第11条 第7条に規定する場合を除き、知事は、被貸与者の死亡又は傷病、災害その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが特に困難であると認められるときは、返還債務の全部又は一部を免除することができる。
 (遅延利息)
- 第12条 知事は、被貸与者が正当な理由がなくて貸与を受けた修学資金を返還すべき日ま

でこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収するものとする。

(雑則)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第46号

熊本県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

熊本県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例（昭和55年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例

第1条中「独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「法」という。）」を「独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）」に改める。

第2条中「法第11条第1項第7号イ又は口の事業」を「法附則第9条第1項の規定により独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が行うことができる旧機構法第11条第1項第7号イ又は口の事業で平成20年4月1日前に開始されたもの」に、「法第15条第3項第2号」を「法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第15条第3項第2号」に、「独立行政法人緑資源機構」を「研究所」に、「法第15条の」を「法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第15条の」に、「独立行政法人緑資源機構法施行令（平成15年政令第438号。次条において「政令」という。）」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成20年政令第128号。次条において「特例業務政令」という。）第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年政令第127号）第1条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成15年政令第438号。次条において「旧機構法施行令」という。）」に改める。

第3条第1号及び第2号中「法」を「法附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法」に、「政令」を「特例業務政令第3条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧機構法施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第47号

熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（熊本県道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。）内に係る平成21年度分までの占用料については、旧町村区域を町村とみなして、第2条の規定を適用する。

(熊本県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 熊本県流水占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第1項に規定する市町村の合併により市の区域となった区域（当該合併の行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。以下この項において「旧町村区域」という。）内に係る平成21年

度分までの土地占用料については、旧町村区域を町村の区域とみなして、第 2 条の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 20 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 48 号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年熊本県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 49 号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例

熊本県立学校条例（昭和 39 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び特別支援学校」を「、特別支援学校及び中学校」に改める。

第 2 条の表中「熊本県立天草東高等学校」を「熊本県立天草高等学校倉岳校」に、「熊本県立倉岳高等学校」を「熊本県立天草東高等学校」に改め、同表に次のように加える。

熊本県立宇土中学校	宇土市
熊本県立八代中学校	八代市

附 則

この条例中第 1 条の改正規定及び第 2 条の表の改正規定（熊本県立宇土中学校の項及び熊本県立八代中学校の項を加える部分に限る。）は平成 20 年 8 月 1 日から、同表の改正規定（熊本県立宇土中学校の項及び熊本県立八代中学校の項を加える部分を除く。）は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 50 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「県立の」の次に「中学校、」を加える。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、中学校の職員に適用する給料表は、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号）第 3 条に規定する職員の例による。

第 11 条第 5 項中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第 12 条第 11 項中「県立の」の次に「中学校、」を加える。

第 17 条の 2 第 1 項中「特別支援学校の小学部又は中学部」を「中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 5 項の改正規定（「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める部分に限る。）は、同年 10 月 1 日から、第 11 条第 5 項の改正規定（「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める部分を除く。）は、同年 12 月 1 日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第51号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年熊本県条例第
34号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本南警察署の項中「蓮台寺五丁目」の次に「、平成20年10月5日におけ
る下益城郡富合町の区域」を加え、同表熊本県宇城警察署の項中「、富合町」を削る。

附 則

この条例は、平成20年10月6日から施行する。